解散公告

当社は、平成二十七年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

広島県福山市津之郷町大字加屋字堂ノ端四六番地の一　シルバースクリーン有限会社

清算人　武田　知三

解散公告

当社は、平成二十七年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

大分県宇佐市大字上時枝三三一番地の二

有限会社時枝事務所

清算人　時枝　琢二

解散公告

当社は、平成二十七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

宮崎県延岡市中島町二丁目一六四番地九

株式会社ハラダＩＴ研究所

代表清算人　古野本美保子

解散公告（第一回）

浜松市東北部土地改良区は、平成二十七年四月二十四日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

静岡県浜松市東区中野町一二〇五番地

清算法人浜松市東北部土地改良区

清算人代表　山本　弘明

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十七年四月二十七日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

鳥取県八頭郡八頭町北山六三番地一

八東土地改良区

代表清算人　西川　博昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年四月三十日社員の欠亡により、平成二十七年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

福岡市早良区南庄二丁目一〇番一五号

医療法人福心会

清算人　太田　純明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十二月二十七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十七年三月三十一日岩手県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

岩手県奥州市水沢区寺小路三三番地

学校法人小鳩学園

清算人　内田　量樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月四日開催の理事会及び評議委員会の決議により平成二十七年三月三十一日岩手県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

岩手県二戸市福岡字上平二七番地

学校法人明照学園

代表清算人　黒沢　真照

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年四月三十日、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

神奈川県川崎市幸区南加瀬一丁目九番九号

医療法人社団夢見ヶ崎医院

清算人　定方　恭一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

宮崎市永楽町二二三番地三

医療法人社団篤信会

清算人　西村　篤乃

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

香川県仲多度郡まんのう町大口二七八番地

正法寺

清算人　香川　正修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区北二五条西一三丁目二番、最後の住所札幌市北区北二五条西一三丁目二番一―三〇二号

被相続人　亡　折橋　次夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

事務所札幌市中央区北一条西七丁目一番地

廣井ビル四階Ｅ　青天法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市花輪字上花輪三三番地、最後の住所秋田県鹿角市花輪字案内九〇番地一

和光園

被相続人　亡　奈良　宏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

秋田県大館市字中町五番地柳沢吉夫司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　柳沢　吉夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐一七三番地一、最後の住所秋田県秋田市東通二丁目八番七号

被相続人　亡　野尻　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

秋田県秋田市八橋本町三丁目七番一八号

伊勢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊勢　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市上細井町八〇〇番地、最後の住所群馬県前橋市上泉町八八三番地一有料老人ホーム上泉

被相続人　亡　桑原　保男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年五月二十五日

群馬県前橋市上細井町八〇〇番地

相続財産管理人　桑原　操